

戦後強制抑留者に関する特別措置法案（仮称）骨子（案）

第一 目的

この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、特別給付金の支給その他の戦後強制抑留者に係る問題に関し必要な措置を講ずることを目的とすること。

第二 定義

この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者をいうこと。

第三 基本方針

- 1 政府は、戦後強制抑留者に係る問題について迅速かつ総合的な対応を行うため、それに必要な措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。
- 2 基本方針は、政府が講ずべき1の措置に関する基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

第四 特別給付金の支給

- 1 本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものには、特別給付金を支給すること。
- 2 特別給付金の額は、戦後強制抑留者の帰還の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とし、これを一時金として支給すること。

帰還の時期	特別給付金の額
昭和23年12月31日まで	250,000円
昭和24年1月1日～昭和25年12月31日	400,000円
昭和26年1月1日～昭和27年12月31日	800,000円
昭和28年1月1日～昭和29年12月31日	1,200,000円
昭和30年1月1日以降	1,500,000円

- 3 その他特別給付金の支給に関し必要な事項を定めること。

第五 調査等

- 1 政府は、戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態を解明するとともに、戦

後強制抑留者に関する情報の把握とその特定等を行うために、戦後強制抑留者に関する情報の収集その他必要な調査を行うこと。

- 2 1の調査には、戦後、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮又は元の関東州、元の満洲等の中国の地域において強制抑留された者であって戦後強制抑留者と同様の実情にあったものに係る強制抑留に関する調査が含まれるものとする。
- 3 政府は、1の調査に当たっては、強制抑留下において死亡した者が埋葬された場所についても調査を行うとともに、遺骨の収集及び本邦への送還、その身元の特定その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、1の調査及び3の措置を実施するに当たっては、関係国の理解と協力を得るよう努めなければならないこと。

第六 平和を祈念するための事業

国は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、他の戦争犠牲による労苦の問題と共に、戦後強制抑留者の労苦について国民の理解を深め、及びその労苦に関する資料の適切な保存等によりその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るほか、本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者等に対する追悼の意を表す事業を行うこと。

第七 体制の整備等

政府は、基本方針に基づき戦後強制抑留者に係る問題について迅速かつ総合的な対応を行うため、関係省庁相互間の連携協力体制を強化するとともに、地方公共団体、戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う国の内外の民間の団体その他の関係者との連携、当該民間の団体に対する支援その他必要な体制の整備に努めなければならないこと。

第八 その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)は、政令で定める金額を、この法律の施行後速やかに国庫に納付しなければならないこと。この場合において、基金は、その納付額のうち、既に取り崩したその資本金に相当する金額の残額の一部をもって充てた額を除いた額により、資本金を減少するものとする。
- 3 戦後強制抑留者その他の関係者で特別給付金の支給の対象とならない者及び恩給欠格者、引揚者等に関する措置について、検討条項を設けること。